

公益財団法人山梨県農業振興公社農地中間管理システム使用契約業務について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

公益財団法人山梨県農業振興公社
理事長 相 川 勝 六

1 目的

現在、当公社では表計算ソフト（Excel）にて農地中間管理事業の案件の管理、実績の集計並びに賃料の請求及び支払等を行っている。

このため、

- (1) 市町村から提出される書類を事前にチェックする機能がなく、提出された書類をもって突合作業を行うため、農業委員会提出日までの作業日数が非常に短く、担当職員の負担となっている。
- (2) Excel のため複数人で同時作業が行えず、また、変則的な契約内容もあることから一律の作業ができず、データを入力する際に負担となっている。
- (3) データの管理を公社内サーバのみで行っており、セキュリティや災害リスクの不安がある。（現在は各自が個人 PC でバックアップを保存している）
- (4) 市町村から管理システムへのアクセスができないため、日常的に公社職員が市町村や契約者からの問合せの対応に多くの時間を費やしている。
- (5) 管理情報の集計機能がないため、各種調査・報告等に時間を要している。
- (6) 賃料請求及び支払についても Excel で行っており、請求金額についても都度アナログでの確認をするほかなく、変則的な契約や期中での金額変更、解約再配分などの煩雑な内容に対応しきれず、錯誤などが生じている。

等の課題が生じており、これらの課題を解消するとともに、今後も契約件数の増加が予想されることから事務の効率化と情報セキュリティの向上を図ることを目的として、新たに農地中間管理システムの導入を行う。

2 業務の概要

- (1) 業務名 公益財団法人山梨県農業振興公社農地中間管理システム使用契約業務
- (2) 業務内容 別紙「公益財団法人山梨県農業振興公社農地中間管理システム使用契約業務仕様書」のとおり。
- (3) 賃借期間 令和 2 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日まで(60 ヶ月)
但し、令和 2 年度内に新システムによる業務が開始できること。
- (4) 業務予算額 3,261 千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
但し、本公社が当該システムを利用する際の年間使用料とし、オペレーティング・リース取引の要件を満たすこと。

3 参加資格

(1) 参加要件資格

次の要件を満たした事業者であること。

- ①国内においてインターネットならびにデータセンターを用いた農地中間管理事業に関するシステムを納入し、正常かつ安定的に稼働させた実績があること
- ②個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者であること
- ③公社ならびに委託先の瑕疵によらない情報漏えい、データの損失等が発生した場合(データセンターによる情報漏えい、データの損失等が発生した場合)、損害賠償責任を担保できること

④次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者
- イ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者、再生手続開始の申し立てがされている者(同法 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申し立てをしている者若しくは更生手続開始の申し立てがされている者(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)に該当する者
- ウ 提案型見積書の提出日において、山梨県及び各都道府県から指名停止の措置を受けている者
- エ 山梨県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する者
 - (ア)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められる者
 - (イ)役員等(法人にあたっては非常勤を含む役員・支配人・営業所等(営業所・事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。))を代表とする者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者、若しくは経営を実質的に支配している者(以下この号において「法人役員等」という。)、法人格を有しない団体にあつては代表者・理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあつてはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。)が山梨県暴力団排除条例(平成 22 年山梨県条例第 35 号)第 2 条第二号に規定する暴力団員等(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められる者
 - (ウ)暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる者
 - (工)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
 - (オ)役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (カ)役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (キ)役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められる者

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは概ね次のとおりとする。

項 目	日 程
① 公募開始	令和 2 年 4 月 23 日 (木)
② 参加表明届受理	令和 2 年 5 月 1 日 (金) 必着
③ 提案に関する質疑の受付	令和 2 年 5 月 1 日 (金) 必着
④ 質疑に対する回答	令和 2 年 5 月 8 日 (金)
⑤ 提案見積書の提出締め切り	令和 2 年 5 月 15 日 (金) 必着
⑥ ヒアリング	必要に応じて実施(別途通知)
⑦ 審査(契約相手先予定者決定)	令和 2 年 5 月 21 日 (木)

⑧ 審査結果通知	令和2年5月22日(金)
⑨ 契約締結	令和2年5月25日(月)

※日程は変更することがある。また、受付時間は業務時間内(17時15分)までとする。

5 問い合わせ先

公益財団法人山梨県農業振興公社 農地集積課

(住所) 〒400-0034 山梨県甲府市宝一丁目21番20号

(電話) 055-232-2760 (F A X) 055-223-2117

(電子メール) nouchi@y-nk.jp

※その他詳細は、「公益財団法人山梨県農業振興公社農地中間管理システム使用契約業務実施要領」を参照のこと。